

令和5年度第1回観音寺市総合教育会議議事録

日時	令和5年7月5日(水) 午前11時～午後1時	
場所	観音寺市立観音寺小学校2階大会議室	
委員	観音寺市長 教育長 教育委員 教育委員 教育委員 教育委員	佐伯 明浩 十河 聖司 大久保 健二 秋山 晴雄 豊嶋 起公子 茨木 孝治
事務局	政策部長 企画課長 企画課長補佐 教育部長 教育総務課長 学校給食課長 教育総務課長補佐	薦田 等 合田 知史 山下 光広 中山 久城 高橋 真人 大西 真人 井上 淳

会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 観音寺市教育大綱について
 - (2) その他
- 3 視察
- 4 閉会

教育部長 本日はご多忙の中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただ今より「令和5年度第1回観音寺市総合教育会議」を開催いたします。
開会にあたり観音寺市佐伯市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長 本日は、令和5年度第1回観音寺市総合教育会議の開催にあたり、十河教育長をはじめ、教育委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらずご参集を賜り、また、常日頃から本市教育行政にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本日の会議は、議題として、観音寺市教育大綱がございます。今回、第2次観

音寺市総合振興計画後期基本計画を策定し、今後5年間のまちづくりの方向性を明示いたしましたので、この計画に沿い、大綱の見直しを図るものです。

また、現在グローバル化が進み、AI、チャットGPTなど急速に進化していますので、今後教育にどのように取り入れていくかといったことについても検討いただきたいと思いますので、本日は皆様の率直なご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、今年度から、新規事業として、観音寺産に特化した給食の提供を行う「かんおんじデー」を設けました。後ほど、給食の視察を予定しておりますので、実際に学校給食を試食し、食育の理解を深めたいと思います。今後ともご指導ご鞭撻をいただきまして、冒頭の挨拶といたします。

教育部長 ありがとうございました。

本日の進行につきましては、私、観音寺市教育委員会事務局教育部長中山が務めさせていただきます。

それでは、議題に移らせていただきます。議題(1)は、観音寺市教育大綱についてです。市長のあいさつにありましておおり、今回、観音寺市教育大綱の見直しが議題となります。教育総務課長より観音寺市教育大綱案について、説明いたします。

ご意見及びご質問につきましては、説明終了後一括してお受けしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

教育総務課長 教育総務課長の高橋です。それでは、最初に、教育大綱見直しにあたっての基本的考え方から説明いたします。教育大綱の対象期間は、法的に定められているわけではありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることなどから、概ね4年から5年が一般的であると思われます。本市は、平成30年に策定した市の最上位計画である「第2次観音寺市総合振興計画」の前期基本計画を本年3月に見直し、後期基本計画を策定したところです。現教育大綱は、平成28年3月に策定して以来改定していないため、観音寺市総合振興計画後期基本計画に掲げる本市の施策を教育大綱に反映して、見直しを行うものです。

なお、教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるものであって、詳細な施策を盛り込むことを求めているものではございません。今後は、総合振興計画との整合を図りつつ、本大綱も原則5年を1サイクルとして、必要に応じて見直すことにしたいと考えております。

次に、大綱のつくりについて、ご説明いたしますが、本日お持ちいただいております、「第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画」の冊子とお手元の観音寺市教育大綱案をご覧いただきながらの説明となりますので、よろしくお願いいたします。現在の大綱と同様、大きくは、大綱案1ページの基本理念、2ページの基本目標、3ページから6ページの基本方針を骨組みとし、本年見直しを行いました、市の最上位計画である「第2次観音寺市総合振興計画後期基本計画」に掲げる各種施策と合致する内容を、教育大綱にも盛り込むことを基本としています。

これを踏まえていただき、大綱案1ページの基本理念のキャッチフレーズといたしまし

た、「人が輝き 未来を拓く ときめきのまち観音寺」についての説明をさせていただきます。総合振興計画後期基本計画の冊子11ページをお開きください。このページには、市の将来像を実現するため、7つの基本目標とこれらに対する37の基本施策が定められています。そして、教育に関する取組は、この内、4番目のグリーンで色付けされている「豊かな学びと文化を育むまち」という基本目標の中で、①豊かな人間性を育む教育の推進、②青少年の健全育成活動の推進、③生涯学習体制と学習機会の充実、④生涯スポーツの推進、⑤歴史、文化、芸術の継承と創造、⑥人権教育と人権啓発活動の推進の6項目が基本施策として示されています。

次に、冊子15ページをお開きください。ここには、「にぎわい」「やすらぎ」「ときめき」の3つをテーマに、先程の37の基本施策を横断的に結び付けて重点的に取り組むプロジェクトが設定されている旨記載されており、教育に関する基本目標は、この内、「ときめきプロジェクト」に含まれています。次に、冊子18ページをお開きください。ここには、教育に関する基本目標が含まれる「ときめきプロジェクト」の内容が記載されています。そして、上から2段目に、このプロジェクトのスローガンを～生涯にわたって、市民みんなが輝き、笑顔あふれるまちへ～と掲げています。この生涯にわたって市民みんなが輝きの部分を教育大綱のキャッチフレーズの一部(人が輝き)に採用いたしました。

次に、冊子43ページをお開きください。中段の点線内に、教育に関する基本目標の実現により期待される効果が記載されており、この中の1行目から2行目に「豊かな学びと文化を育むまちづくりは、本市の次代を担う子どもたちの学力や体力の向上だけでなく、社会に出て自立し、将来の夢を実現するための力を養う。」とされています。社会に出て自立し、将来の夢を実現するための力を養うことは、自らの力で未来を切り拓くことであり、教育大綱のキャッチフレーズの一部に採用いたしました。

ご覧いただくページが前後して申し訳ありませんが、もう一度冊子18ページをお願いします。このページの3行目から4行目のオレンジ色の四角内に、ときめきプロジェクトの目標が記載されており、「子どもたちが確かな学力と豊かな人間性を育むとともに、だれもが生涯にわたり学び、活躍することができる”ときめき”のあるまちをつくりまします。」との説明があります。この後半部分を教育大綱のキャッチフレーズの一部(ときめきのまち)に採用いたしました。

さらに、佐伯市長は、まちづくりを表現する枕詞に、「ワクワクドキドキときめきのまち」を、採用されることが多く、市長の思いも合わせてここに込めることができたものと考えています。

続いて、大綱案1ページをご覧ください。新型コロナウイルスの出現や、ロシアのウクライナ侵攻など、現代は、まさに、将来の予測が困難な「VUCA」の時代ともいえる中、「豊かな学びと文化を育むまち」という基本目標の実現に向け、総合振興計画では、児童・生徒や学校現場における取組に限らず、文化芸術や生涯スポーツなどの分野においても様々な施策を推進することとしています。このことから教育大綱の基本理念は、総合振興計画後期基本計画の中から、目標実現に向けた方向性や基本施策に関する説明などを抽出し、全体の方針として示すことといたしました。

例えば、冊子45ページをお開きください。大綱案1ページの基本理念6行目から7行目にかけて「生きる力を育むとともに、ふるさとへの誇り」という表現がございますが、冊子45ページ「豊かな人間性を育む教育の推進」の基本方針の説明として、1行目に「生きる力を培い」や、また、2行目に「愛郷心を育む」と記載されており、これとリンクさせております。

また、冊子表紙をめくった市長の「冒頭あいさつ」ページをお開きください。大綱案1ページの基本理念7行目から8行目にかけて「夢や志を持って、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手として」という表現がございますが、これにつきましても、冊子の冒頭あいさつページの下から6行目から7行目にかけて、「誰もが夢を持ち、誇りや希望を抱き続けることができる、持続可能なまちづくりを力強く推し進める。」と表明されています。

加えて、市長は、イベントや式典等のあいさつにおかれましても、若い世代に対し、夢と希望を持ってその実現に向けて失敗を恐れず頑張って(チャレンジして)ほしいとのフレーズを、よく使用されています。

次に、冊子43ページをお開きください。前にも触れましたが、中段点線内の、基本目標の実現により期待される効果としての3行目から4行目に、「また、生涯にわたって、文化や芸術、スポーツといった活動に取り組める環境は、市民一人一人の豊かで実りある人生につながります。」と記載されています。大綱案1ページの基本理念最後の4行につきましても、この部分を参考に、学校教育以外の教育分野における取組の理念として、まとめて示しております。

引き続き、大綱案2ページの基本目標について説明いたします。冊子11ページをお開きください。繰り返しとなりますが、総合振興計画後期基本計画における教育に関する取組は、このページのグリーンで色付けされている「豊かな学びと文化を育むまち」という目標の中で、6項目が基本施策として示されています。いずれの施策も、教育大綱から除外する特段の理由はないものと考えたため、この6つの基本施策を教育大綱の基本目標といたしました。

引き続き、大綱案3ページ以降の基本方針について説明いたします。冊子45ページをお開きください。総合振興計画後期基本計画には、基本施策の実現に向けた主な取組が複数掲げられており、さらに、それぞれに対し、主な取組を補完するもう少し細かな取組項目が示されています。

基本方針の設定について、45ページを例に説明いたしますと、このページの「豊かな人間性を育む教育の推進」には、中段に「主な取組」として、アラビア数字で1から6の6項目が掲げられており、さらにそれぞれに対し、両かっこのアラビア数字で少し細かい取組項目が示されています。この「主な取組」を教育大綱の基本方針に定め、その主な取組を補完する取組項目に、説明を加えたり、分かりやすい表現に改めたりして、教育大綱における具体的な取組として、頭にしろまるを付して基本方針の下に掲げております。大綱案の3ページと、45ページを見比べていただくと、45ページ中段に主な取組の1として、「確かな学力と豊かな人間性の形成」が掲げられておりますが、これを大綱案の3ページ一番上のピンク内に記載してありますとおり、大綱の基本方針とし、同

じく45ページの「確かな学力と豊かな人間性の形成」に関する具体的取組の(1)から(3)を、読んだ方が容易に理解できるよう工夫して大綱に盛り込みました。

これ以降の基本方針につきましても、考え方は同様であります。一部につきましても、総合振興計画の内容を変更したり削除したりしております。例えば、お開きいただいております、冊子45ページの一番下、「6 高等学校と連携した教育の推進」につきましても、幼(こども園)・小・中における取組を大綱の中心とすべきであると考えたため、基本方針からは削除しております。

次に、冊子46ページをお開きください。「青少年の健全育成活動の推進」について、総合振興計画では、1から3の3項目の主な取組が掲げられており、2の「補導活動の推進」と3の「少年問題相談体制の充実」は独立しておりますが、それぞれの具体的取組がいずれも1項目のみであるため、大綱案では4ページの中段になりますが、これらを1つにまとめ、「2 補導活動の推進と少年問題相談体制の充実」という基本方針といたしました。

次に、冊子47ページをご覧ください。「生涯学習体制と学習機会の充実」に関する主な取組2の「学習機会の充実」につきましても、総合振興計画では、具体的取組が(1)から(3)までの3項目が掲げられています。このうち(1)の「市民向け講座などの充実」と(2)の「体験活動などの充実」につきましても、大綱案では、5ページの最上段のしろまる、こちらの1行目後半から2行目にかけて記載しておりますとおおり、1つにまとめ、それぞれの充実を図るという表現に改めております。

次に、冊子49ページをお開きください。「歴史、文化、芸術の継承と創造」に関する主な取組2の「文化財の保存と活用」につきましても、総合振興計画では、具体的取組が(1)から(3)までの3項目掲げられていますが、(1)の「指定文化財をはじめとする各種文化財の保存と活用」と(2)の「国指定史跡大野原古墳群等の保存と活用」につきましても、国指定史跡大野原古墳群が指定文化財に含まれることから、大綱案では、6ページの最上段のしろまるであります。これらを1つにまとめて、「国指定史跡大野原古墳群等」の指定文化財の保存と有効活用を推進するという表現に改めております。同じく、49ページの主な取組3「文化芸術関連施設の整備と活用」は、総合振興計画では、具体的取組が(1)と(2)の2項目掲げられていますが、いずれも所管施設の維持管理と活用であるため、大綱案では、6ページ上から3つ目のしろまるであります。1つにまとめ、ふるさと学芸館や市民会館等の維持管理と活用を推進するという表現に改めております。

なお、文化芸術関連施設の整備につきましても、市民会館の建築が完了していることから、基本方針から整備という表現を除いております。

次に、冊子50ページをお開きください。

「人権教育と人権啓発活動の推進」に関する主な取組3「活動拠点施設の活用」に、ふれあい文化センター等の市民交流拠点の活用が掲げられています。当該施設は、教育部署の所管ではないものの、人権教育を推進するうえで、中心的な重要施設であるため、大綱案では、人権啓発活動の推進に係る、最初の具体的取組として、6ページ下から2つ目のしろまる、この中で、「ふれあい文化センターで実施している事業の充実に努め

る」という表現を加えております。

最後に冊子12ページをお開きください。総合振興計画後期基本計画において、国際社会全体の開発目標である、SDGsの達成が新たに追加されたことから、大綱案の最終ページにおいて、大綱の趣旨等を説明する記載の中に、これにかかる表現を加えることといたしました。大綱案の説明につきましては、以上です。

教育部長 観音寺市教育大綱（案）について、ご意見ご質問はございますか。

委員 常々学校訪問等で感じておりますが、教育は教え育てるもの。教える側も教えられる側も共に育っていく、一緒に育つ感覚が必要な時代になってきていると思う。

委員 基本方針の豊かな人間性のところに、道徳を取り入れては。道徳に熱心に各学校が取り組めば、学校や子どもが良くなっていく。観音寺市の豊かな人間性を育む上で、道徳教育を取り入れてはと思います。

教育部長 3ページの1、確かな学力と豊かな人間性の形成、しろまるの2つ目に、道徳教育を推進するということ取り入れてはと言うことですが、他の委員さんはどうですか。

教育長 他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心と表現して、具体的にはここに示されておりますが、それを、道徳性という言葉でくくるのか、また、そうしたものを含めて人間性・社会性という言葉でくくるのかということでしょうか。

委員 特別支援教育の推進について、学校現場では支援を要する児童・生徒が増加し、就学指導を受ける児童・生徒も増加しています。特別支援学級も年々増加している状況にあります。3ページの基本方針では、障がいのある子どもに絞っていますが、教育現場では、特別支援教育というと、障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもにとって、どういう教育的ニーズがあるか、それに応じた支援をどのように構築していくかといった視点で教育を進めているものと思います。ですから、もちろん障がいのある子どもの支援が中核になるとは思いますが、「全ての子どもたちに」というくだりを盛り込んでどうかと思いました。教育現場では、支援スタッフに関する要望も年々高まっていますし、適切な支援を行いますとありますが、適切な支援や必要な支援を行いますところを、「支援を拡充します」としてはどうかと思います。

教育部長 特別支援教育の中で、障がいのある子どもに限定している点について、他に良い表現はありませんか。例えば、障がいを含むといったような。

委員 特別支援教育では、支援を必要としているが、障がいがない人も、障がいがあるということはどういうことなのかを、理解して接することが大事だと思います。

教育部長 障がいに対する理解と支援という言葉を加えるということですか。

委員 支援すると共に、理解を深めるといった2本柱としてはどうでしょうか。

教育部長 ご意見については、事務局で再度表現を考えてみます。
共に育つといった表現を、基本理念に入れるかどうかも検討します。

委員 細かくは示さなくていいと思いますが、教育大綱では、これまでの教えと共に、大綱がどういうところを目指しているかが、よりすっきりすると思います。音楽に例えると、聞いてくれる人がいて、演奏する人も育っていく。学校での勉強も部活も同じ、教える側も教えられる側も育っていく、この繰り返しになっている。

委員 特別支援教育は、以前は障がい児教育と言われていて、障がいのあるお子さんに視点をあてた指導や支援が中核でありましたが、特別支援教育は、全ての子どもたちのニーズに応じた指導や支援に広がってきているので、例えば、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた支援はもとより、一人一人の全ての子どもたちのニーズに応じたという表現ではどうかと思います。

委員 一緒に育っていくと解釈を盛り込めるのであれば、親も子どもを育てることによって、自分も成長していく部分が大きいので、具体的に表現するのは難しいですが、そういった視点も必要だと思います。

市長 三位一体教育ですね。

委員 学校と子どもと保護者の三位ですか。

委員 地域も含め四位一体になるかと思います。

委員 特別支援教育の推進のところで、障がいのあるとありますが、「特別に支援が必要な」と言い換えてはどうでしょうか。「特別に支援が必要な子どもへの理解と支援」としてはどうかと思います。

教育部長 市長から何かありますか。

市長 夢と希望を持って進んで欲しい。チャレンジすれば失敗することもあります。失敗しても失敗を恐れずどんどんチャレンジして欲しいと思います。夢に向かっていくことが大事。夢は諦めた時点でただの夢になってしまいます。努力することによって夢に近づくことはできます。夢は持ち続けるのも大事ですが、つかみ取っていかねばなりません。今の子は優しい子ばかりでいいですが、失敗すると立ち直ることが難しい。忍耐

力を付けなければなりません。チャレンジには失敗はつきものです。何回失敗しても夢に向かって行って欲しいと思います。

委員 夢が叶わないときは変えていったらいい。大切なのは夢を持ち続けることです。

教育総務課長 その辺りは、基本理念の中段あたりで取り入れています。

市長 優しさと思いやり。どんなに優秀でも、どんなにスポーツができて、優しさと思いやりがなくてはいけません。困っている人に手を差し伸べるような教育ができたらいいいのではと思います。

教育部長 本日は貴重な意見を頂きありがとうございました。本日のご意見をもとに大綱の見直し案を作成いたしまして、再度提案させていただきたいと思います。次回の日程については、再度調整させていただきたいと思います。

次に、その他について、教育大綱以外で何か意見交換等はございますか。なければ、議題については、これで終わりたいと思います。

続いて、視察ですが、本日は、観音寺産に特化した「観音寺地産地消の日」給食となります。学校給食課大西課長より、この事業につきまして、説明いたします。

学校給食課長 学校給食課大西です。本日、実施いたします【観音寺地産地消給食の日：かんおんじデー】について説明させていただきます。

まず、お手元にお配りしている資料は、子どもたちに先日配布したもので、本日、オリーブ牛の説明をいただく生産者の合田さん、写真の左から2人目の方でありまして、あと、オリーブ牛についての説明の資料となっております。資料については、後ほどご覧になっていただければと思います。

この資料のほかに、特に資料は準備しておりませんが、観音寺地産地消給食の日の目的につきましては、子どもたちに地域の自然や産業に対する理解と関心を深め、生産者への感謝の心やふるさとを愛する心を育んでもらうため、実施するものであります。

また、内容につきましては、今年度新たに創設した、「学校給食地産地消推進事業補助金」により、食材を購入する市内の学校給食会に対して1食あたり300円を上限に補助金を交付いたします。

その第1弾が本日となっております。献立は麦ごはん、牛乳、オリーブ牛のすき焼き、キュウリモみ、大豆と小煮干しの炒り煮、蒸しとうもろこしを提供いたします。地元の食材としては、オリーブ牛・きゅうり・小煮干し・とうもろこし・たまねぎで、こんにゃく・豆腐・油揚げは市内で製造加工された加工品となっております。

今後の予定としましては、第2弾を2学期に「特選伊吹いりこのラーメン」、第3弾を3学期に地元野菜をふんだんに使用した「プレミアム観音寺シチュー」の提供を考えております。本日は、子どもたちと一緒に観音寺産の食材を味わっていただければと思います。

なお、本日は子どもたちと一緒に給食を喫食していただきますが、このあと、1食分を盛り付けしたものをご覧いただきます。分量について、増量は無理ですが、食べ残しが無いよう減量を希望される場合は申し出て頂ければ対応いたしますので、よろしくお願い致します。以上で説明を終わります。

教育部長 続きまして、給食の視察ですが、先に日程をご説明いたします。別紙の給食視察行動予定をご覧ください。この後、12時10分より給食の視察を予定しています。12時30分頃から、オリーブ牛生産者のお話が、6年3組であります。お話の様子は、ズームを使い、全学年に配信し、各クラスは大型テレビで視聴していただきます。それでは、配膳が整うまで休憩とします。全体で移動いたしますので、休憩後一端、席までお戻りいただきますようお願いいたします。

【給食視察】 6年生各クラスに市長・教育長・教育委員が別れて視察

教育部長 それでは、再開いたします。閉会の挨拶を十河教育長よりお願いいたします。

教育長 新田校長先生をはじめ観音寺小学校の先生方におかれましては、本日の会議の開催に際して、会場準備や給食のお世話など、きめ細かな配慮をいただきありがとうございます。久しぶりに素朴な子どもたちとおいしい給食をいただきました。

本日は、教育大綱の策定に向けて、皆様から建設的なご意見をいただきました。策定に向けて大きな一歩が踏み出せたものと考えています。

また、観音寺市給食デーについては、食を通して地域の良さを改めて見直し、命の大切さも学ぶいい機会になったと思います。

まちづくりは人づくりから、その人づくりの大切な部分を担っているのが教育であります。今日いただきましたご意見の中にも、子どもだけではなく、先生も、子どもも、そして保護者も、地域に方も、みんなが共に育っていくような教育をというような声もいただきました。そうした声も受け止めながら、「人が輝き 未来を拓く ときめきのまち観音寺」の創造に向けて邁進してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。本日はありがとうございました。

教育部長 以上を持ちまして、令和5年度第1回総合教育会議を閉会いたします。